

会 議 録

1. 会議名	猪名川上流広域ごみ処理施設組合同規約の改正
2. 開催日	令和7年10月14日(火)
3. 出席者	市長、副市長、小西市長公室長、阪上企画財政部長、的場企画財政部副部長 田家総務部長、森田総務部副部長 担当部：飯田美化衛生部長、宇野美化衛生部副部長、大島美化推進課長

4. 会議の目的
「猪名川上流広域ごみ処理施設組合同規約の改正」についての協議 また、規約を改正するため12月議会の議案等の資料を協議
5. 補足説明（現状、課題など）
<ul style="list-style-type: none">・一部事務組合同規約の改正は、地方自治法第290条の規定により、議会の議決が必要。・国崎クリーンセンターは令和8年度から基幹的設備改良事業の着手と包括管理業務の更新がある。これに伴って規約に定める経費負担の規定を変更する必要がある。・一部事務組合の構成市町で、負担金の按分に係る規定の改正内容について合意が得られた。
6. 担当部の方向性
構成市町で合意を得た内容に沿って、規約改正にかかる議案を12月議会に上程する。
7. 質疑・意見等
意見：議会へは、国崎クリーンセンターの8年度から12年度までの工事スケジュールを明確に示すようにした方がいい。 回答：現在は事業者が検討している段階である。状況を確認しておく。
意見：製品プラスチックの分別が変わることを正しく伝えるようにした方がいい。 回答：令和12年から実施する方向であることを伝える。
意見：負担割合を変更することで、どのくらい負担額が変わるか確認しておく必要がある。 回答：見込まれる金額については、一部事務組合で試算を進めている。
質問：負担割合の考え方について、どのような経過で構成市町で合意できたのか。 回答：基本計画経費と施設建設経費は、既に支払済のため削除する。 施設管理経費は、施設管理・運営経費として、これまで搬入可燃ごみ量で按分してきたが、ごみの焼却・再生利用の処理に係る経費であるため、その全てのごみ量で按分すべきとの考えがベースにある。この変更は、令和12年から予定している製品プラスチックの分別収集の結果が反映できる令和14年度から適用することとなった。 基幹的設備改良経費は、クリーンセンターが開設した平成21年度から令和6年度までの搬入ごみ量の比率で按分する。
意見：基幹的設備改良経費は、将来に向けての更新作業になるので考え方の整理が必要。 回答：ご意見のとおり、考え方を整理する。

質問：構成市町で内容を統一して、各市町の議会から議決をもらう必要があるのではないか。
回答：議案や説明資料などは、一部事務組合の協力をいただきながら、当市で取りまとめて構成市町で共有する予定である。

8. 結論

担当部案のとおり12月議会に上程する。